

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄） . . . . . 1
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄） . . . . . 3

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（猟銃及び空気銃の許可の基準の特例）

第五条の二（略）

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者）

二・三（略）

3 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限る。）

二・三（略）

4～6（略）

（年少射撃資格の認定）

第九条の十三 政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者で十歳以上十八歳未満であるものうち、指定射撃場において、第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた射撃指導員の指導の下に当該空気銃射撃競技のための空気銃の射撃の練習を行い又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事

項を記載した認定申請書及び内閣府令で定める添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(経過措置)

第三十条の二 この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）

（猟銃の所持が許可される二十歳未満の者についての推薦）

第十一条（略）

- 2 法第五条の二第二項第一号の政令で定める者は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体とする。

（現に所持している猟銃と同種類の猟銃の所持が許可される射撃競技選手に係る射撃競技等）

第十三条（略）

- 2 法第五条の二第三項第一号の政令で定める者は、法第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体とする。

（年少射撃資格の認定を受けて空気銃を所持することができる射撃競技選手に係る運動競技会等）

第二十八条（略）

- 2 法第九条の十三第一項の政令で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- 一 前項第一号に掲げる者 その者の住所地の所在する都道府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体
- 二 前項第二号に掲げる者 日本スポーツ協会